

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
12月11日
(金曜日)

目次

- 告示
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の休止の届出(厚政課).....一
- 道路の区域の変更(道路整備課).....二
- 道路の供用の開始(道路整備課).....二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....二
- 公告
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....二
- 選管告示
政治団体の名称等.....二
- 政治団体の異動事項.....三
- 公安委規則
没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則.....三
- 公安委告示
技能検定員審査の実施.....三
- 教習指導員審査の実施.....六

山口県告示第四百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を休止した旨の届出があった。



平成二十七年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所名称	居宅介護事業所所在地	事業の種類	休止年月日
スヘルバー	宇部市大字西岐波五二二四の三	第3宅老所喜楽苑	宇部市大字西岐波五二二五	認知症対応型通所介護	平成二七、一

山口県告示第四百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道

路線名 宮野上山口停車場線

道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
山口市宮野上字観音前一八三〇の一	地先から	旧	最狭 二九・六〇	一四二・四	
同市宮野上字茶屋二七九の二地先	まで	新	最狭 一八・〇〇	一五二・四	起点の変更及び道路改良工事の完了による。

山口県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口県道 宮野上山口 停車場線	山口市宮野上字観音前一八三〇の二地先から 同市宮野上字茶屋二二七九の二地先まで	平成二十七年十一月十二日

山口県告示第四百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十七年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
保木(6)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	地名	地番	標柱番号
岩国市	保木	迫地藏院	一七〇 一一三の二 一一三の三 一一三の四 一一三の五 一一三の六	一号 二号 三号 四号 五号 六号

〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
地蔵院	〃	〃	〃	〃
一七三	一八三の二	一八四の二	一八五	七号
十号	九号	八号	七号	七号



(三五九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十七年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡平生町大字佐賀字折出
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島市西区商工センター七丁目四番一七号
オタフクホールディングス株式会社



山口県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年十二月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項 （以上の市町村の区域等を単位として）	届出年月日
自由民主党山口					

県周南市第四支部	新造健次郎	明石 和憲	周南市政所3丁目1番17号	けられた政 党 (自由民主 党)の支部	平成27、 11、11
明日のいわくに	森川 敏昭	森重 典夫	岩国市平田5丁目5番 9号	〃	〃 25
佐々木照彦後援会	近間 正治	佐々木隆代	周南市遠石2丁目2番 9号	〃	〃 27
進藤金子山口 県後援会	吉本 知則	山本 象昭	山口市後河原25	〃	〃 4
中嶋まこと後援会	中嶋 誠	野村 博司	美祿市大嶺町北分929 の1	〃	〃 2
山本真吾後援会	山本 真吾	山本智恵子	周南市三笠町24番11号	〃	〃 20

山口県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十七年十二月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
自由民主党秋徳支部	藤生 通陽	代表者	藤生 通陽	末貞伴治郎	平成27、 11、11
		事務所	山口市小郡下郷2912の3	山口市秋徳西3917の4	
自由民主党大和支部	熊野 茂公	代表者	熊野 茂公	轟 渡	〃 6、30
		事務所	〃	河村 正雄	
市民のための山口市政をつくる会	松林 俊治	会計責任者	武波 義明	内山 新吾	〃 27
		代表者	〃	〃	
土屋はるみ後援会	村岡 敦彦	代表者	村岡 敦彦	清水 一彦	〃 23

とくしげ謙二後援会	新村 一男	〃	新村 一男	坂本 龍吉	〃 10、21
		会計責任者	守田 隆志	河村 裕幸	



没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第七号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成四年山口県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

「第十九条第三項」の下に、「不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第三十五条第三項」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第五十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月十一日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
- 技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十八年一月十二日（火曜日）及び同月十三日（水曜日）の午前九時

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三 教則の内容となっている事項	二千四百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千四百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千円

から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十七年十二月十四日(月曜日) から同月十八日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
二万三千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千七百五十円
-----------------------	--------

備考
大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類
技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十八年一月十三日(水曜日)及び同月十四日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十七年十二月十四日(月曜日) から同月十八日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万九千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千円
三 教則の内容となっている事項	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に八百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十八年一月十五日(金曜日)及び同月十八日(月曜日)の午前九時

から午後五時十五分まで

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十七年十二月十四日(月曜日)から同月十八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千円
三 教則の内容となっている事項	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

二千五百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年一月十五日(金曜日)及び同月十八日(月曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十七年十二月十四日(月曜日)から同月十八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す

ること。

七 審査手数料

一万七千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第五十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月十一日

山口県公安委員会

一 審査の種類

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千元
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円

- 二 教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十八年一月十八日(月曜日)及び同月十九日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十七年十二月十四日(月曜日)から同月十八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示する。
- 七 審査手数料
一万四千九百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千九百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千五百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千五百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円
備考 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百五十円を減ずるものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十八年一月十九日(火曜日)及び同月二十日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十七年十二月十四日(月曜日)から同月十八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千六百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千一百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自一)、教習指導員審査(普自一)及び教習指導員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十八年一月二十一日(木曜日)及び同月二十二日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十七年十二月十四日(月曜日)から同月十八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千四百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円

五	自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十八年一月二十一日（木曜日）及び同月二十二日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十七年十二月十四日（月曜日）から同月十八日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課
提出書類

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千七百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

平成二十七年十二月十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市